

<b>令和 6 年度新潟市二十歳のつどい 運営業務委託仕様書</b>
------------------------------------

- 1 業務委託名 令和 6 年度新潟市二十歳のつどい企画運営業務
- 2 開催趣旨 二十歳を迎え、これまでお世話になった方々に感謝し、大人としてさらなる自覚と誇りをもつことを目的に、新潟市二十歳のつどいを開催する。
- 3 契約期間 契約締結日から令和 7 年 1 月 31 日（金）
- 4 予定価格 （参考見積書受理後に設定）

5 二十歳のつどい開催概要

- 日 時 令和 7 年 1 月 12 日（日）  
11:30 開場 13:00 プレイベント  
13:30 開式 14:15 閉式予定
  - 会 場 朱鷺メッセ 展示ホール（新潟市中央区万代島 6 番 1 号）
  - 対象者 平成 16 年 4 月 2 日から平成 17 年 4 月 1 日に生まれ、新潟市に住民登録のある方  
転居等の理由により新潟市に住民登録のない方も参加可能
  - 対象人数 7,110 人程度（来場見込：4,000 人程度）
  - プログラム
    - 〈プレイベント〉・自由提案企画（伝統芸能の披露や、新潟にゆかりのある方の招致など）  
・実行委員会企画
    - 〈式典〉 ・ファンファーレ  
・市長祝辞、新潟市議会議長祝辞  
・来賓紹介、祝電披露、協賛事業紹介  
・お祝いの言葉、二十歳の主張
- ※プログラムは追加・変更する場合があります。
- 主催 新潟市、新潟市教育委員会
  - 共催 令和 6 年度新潟市二十歳のつどい実行委員会
  - 協力機関 新潟県新潟警察署、新潟交通株式会社、佐渡汽船株式会社、新潟市ハイヤータクシー協会、新潟市個人タクシー事業協同組合（予定）
  - 協賛 未定

6 会場の使用について

利用区分	展示ホール A・B の全面利用とする。
利用時間	準備 1 月 11 日（土）13:00～18:00（午後区分・延長 1 時間） 当日 1 月 12 日（日） 9:00～17:00（午前・午後区分）
席数	【客席】折畳みいす 4,300 脚（一般客席 4,250 席・関係者席 25 席・思いやり席 25 席とする） 【ステージ上】折畳みいす 30 脚程度（来賓者数により調整） ・関係者席と思いやり席は入場口付近に設置すること。 ・いすは座席レイアウトに応じて連結すること。 ・新潟市火災予防条例に準じ、必要な通路を確保すること。

控室	展示控室 4A（主催者・来賓者）、展示控室 4B（本部・関係者）、 展示控室 1（出演者）、展示控室 2（市職員控室）、展示控室 6（救護室） ※控室数は予定・括弧内は参考例示
----	--

## 7 委託業務内容

令和 6 年度新潟市二十歳のつどい企画運営業務は、事業の企画運営をはじめ、新潟市（以下「本市」という。）や関係団体等との連絡調整など、事業の企画運営に係る業務一式とする。

なお、本仕様書中の「会場内」は朱鷺メッセ展示ホールを、「会場外」はエスプラナード・アトリウム等の朱鷺メッセ内通路をいう。

### （1）実行委員会の運営

- ① 委員会を 5 回程度開催する。原則、時間は 18 時から 19 時の 1 時間とし、会場は新潟市役所ふるまち庁舎の会議室とするが、各回の時間・会場については本市と協議して決定する。なお、会議室の予約と日程は本市と調整する。
- ② 実行委員とともにプレイベントの企画及び会場内の企画を立案・準備し、当日の実行委員の司会進行などの運営補助を行う。
- ③ 実行委員の募集は、募集人数 4～7 名として本市が行い実行委員会として設置する。応募が 3 名以下の場合には受託業者が追加募集を行う。

【実行委員の応募要件】 次のア、イいずれも満たす方

- ア. 令和 6 年度に 20 歳を迎え、新潟市に住民登録のある方。または、18 歳以上 21 歳以下の方で、新潟市に在住・在学・在勤している方（高校生を除く）
- イ. 年 5 回程度開催する実行委員会に参加できる方

### （2）看板・案内表示等の設置・撤去

安全かつ円滑な運営ができるよう来場者に分かりやすい看板等を作成・配置すること。なお、交通誘導看板設置等に関する各種申請を含むものとする。

- ① ステージ吊看板
- ② 会場内・会場外案内表示
- ③ 受付・総合案内看板
- ④ 手持ち誘導プラカード
- ⑤ 駐車場・降車場誘導看板
- ⑥ 朱鷺メッセ周辺の案内表示
- ⑦ 会場内待ち合わせの目印看板（アルファベット等）

### （3）会場の設営・撤去

- ① 入退場のための通路
- ② ステージ及び客席の座席等
- ③ 協賛企業ブース（最大 5 ブースとし電源コンセントを使用できるようにすること。区画の大きさ等の詳細は本市と調整の上、決定する。）  
※協賛企業の自社製品等をお祝い品として参加者へ配布すること、企業 PR 及び簡易なイベントの実施を想定
- ④ チラシ置き場（参加者が自由に持ち帰れるよう工夫すること）
- ⑤ 大型スクリーン（ステージ上）
- ⑥ 国旗・市旗（ステージ上）※国旗・市旗は本市が準備する
- ⑦ 登壇者用目隠しパーティション（ステージ上等）
- ⑧ 清掃、ゴミの適切な処分

#### (4) 会場外の設営・撤去

- ① 入退場のための通路
- ② 受付（来場者へのプログラム等配布の補助を含む）
- ③ 総合案内（エスプラナード）

#### (5) 整理・誘導・警備

・当日は相当な混雑が予想されるため安全かつ円滑な運営ができるよう、特に通路の確保と表示を工夫し、適切な人員配置により混雑緩和に努めること。参加者及び一般利用者の動線を配慮すること。

・2階アトリウム、エスプラナードから展示ホール入口までの動線は、ベルトパーテーションを設置し、2列で進むことができるようにすること。具体的な方法については、本市及び施設管理者と協議のうえ決定する。

- ① 会場内  
開式前：客席前方から着席するように案内  
式典中：安全確保
- ② 会場外
- ③ 朱鷺メッセ敷地出入口
- ④ 駐車場・降車場
- ⑤ ホテル日航新潟及び佐渡汽船等、近隣施設利用者のための通路（通路確保及び誘導）

#### (6) 交通対策

当日は相当な混雑・渋滞が予想されるため周辺道路への適切な人員配置や案内表示により、送迎車等がスムーズに通行できるよう対策し、渋滞緩和に努めること。

- ① 関係者駐車場の確保・誘導
- ② 朱鷺メッセまでの安全な交通誘導・警備対策
- ③ 路上駐車違反者への注意・渋滞対策

#### (7) 安全・防災対策

- ① 救護室の設置 ※看護師は本市が手配する
- ② 災害時等の避難経路の確保
- ③ 荒天時（雨・雪・風等）の対応

#### (8) プログラムの運営

受託業者は、本市及び実行委員会と共同でプログラムの運営を行う。

- ① 演出構成のプランニング
- ② ステージ進行台本の作成
- ③ ステージ進行に必要な備品・音響・照明機材の準備とオペレーション
- ④ 出演者の交渉・連絡・調整（式典除く）
- ⑤ 司会者との打合せ
- ⑥ リハーサルの実施（前日・当日）
- ⑦ その他必要な業務

#### (9) 自由提案企画（プレイベント）の企画・運営

- プレイベントの自由提案企画は、二十歳のつどいに相応しい内容を盛り込むこと。伝統芸能の披露や新潟にゆかりのある方の招致などが想定される。
- 所要時間は実行委員会企画と合わせて30分以内とする。
- 会場外に留まりやすい参加者が安全に入場し式典に参加できるように魅力的な企画や特典を

展開し、式典を整然と挙行できるように配慮すること。

- リハーサルの時間を予め設定し、時間厳守とすること。

#### (10) 運営計画書等の作成

- ① 実施運営計画の策定（スケジュール進行管理含む）  
参加者の心に残るような、実施運営計画の立案を心がけること。
- ② 人員配置計画の作成  
なお、式典当日は受付・誘導及び来賓対応等のため、本市の職員 40 人程度動員可能とする。  
（職員の役割分担は本市で決定する。）
- ③ 前日準備・当日運営マニュアルの作成（全体・係別に必要部数）
- ④ 会場図面の作成（全体図、客席図、ステージ周辺図、警備・誘導係員配置図（会場内外・屋外）、看板設置図（会場内外・屋外））
- ⑤ 催物開催届出等に関する各種申請
- ⑥ その他必要な業務

#### (11) 従事者説明会の実施

実施日：令和 7 年 1 月 7 日（火） 時間は後日決定します

場 所：新潟市役所ふるまち庁舎

対 象：本市職員

#### (12) 開催記録等の作成

内 容：記録写真（データ）、録音、事業報告（警備・誘導実績含む）

提出期限：令和 7 年 1 月 24 日（金）

#### (13) オンラインの活用

- ① 受託業者は、式典の様子を YouTube 等によりオンライン配信すること。配信方法や配信期間等は本市と協議すること。
- ② 二十歳の主張発表者がビデオメッセージによる出演を希望する場合は、これに対応すること。

### 8 第三者への再委託

業務の一部を第三者に再委託する場合は、書面により本市の承諾を受けるものとする。

### 9 留意事項

- (1) 本市及び関係機関等との打合せに要する経費及び会場備品使用料も契約金額に含まれる。  
ただし、以下の項目は契約金額に含まない。

- ・施設利用料
- ・展示控室利用料
- ・冷暖房費

- (2) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受託業者が取り扱う個人情報については、本市の保有する個人情報として新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例の適用を受けるものとする。
- (3) 自主提案企画で企業等を招致する場合は、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 6 1 条）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業等ではないこと。
- (4) 契約締結後、不測の事態により式典の開催が困難であると本市が判断した場合は、式典を中止または延期する場合がある。

その際、式典を中止した場合の準備行為で受託業者が負担した経費については、本市と受託業者

の協議により、本市はこれを負担する。また、式典を延期した場合の経費及び以降の対応については、本市と受託業者との協議により決定する。

#### 10 その他

本仕様書は本業務の基本的事項を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル審査終了後、選定された受託業者と本市との協議により改めて決定する。

##### 問い合わせ先

新潟市教育委員会生涯学習推進課 担当：石澤、浦部  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地  
古町ルフル4階

電話：025-226-3218 FAX：025-226-0053

E-mail：lifelong.ed@city.niigata.lg.jp